

4

# 横浜市景況・経営動向調査 第128回（特別調査）

**特別調査**

「インボイス制度の影響等に関する調査」について

# 横浜経済の動向(令和6年3月)

## 第128回横浜市景況・経営動向調査報告(特別調査)

横浜市経済局

### 【調査の概要】

**1. 目的・内容** : 横浜市の経済・産業政策の効果的な展開に必要な企業動向・ニーズを早期かつ的確に把握するために、市内企業を対象に「景況・経営動向調査」を、四半期毎に年4回(6月、9月、12月、3月)実施しています。

**2. 調査対象** : 市内企業 1,000社  
回収数745社(回収率:74.5%)

( )内は調査対象企業数

	市内本社企業				合計
	大企業	中堅企業	中小企業	うち小規模企業	
製造業	10 (14)	8 (12)	277 (355)	134 (184)	295 (381)
非製造業	31 (44)	108 (169)	311 (406)	104 (148)	450 (619)
合計	41 (58)	116 (181)	588 (761)	238 (332)	745 (1,000)

※規模別の定義は以下の通りです。

大企業・・・横浜市に本社を置き、資本金が10億円以上の企業

中堅企業・・・横浜市に本社を置き、資本金が以下の基準に該当する企業

製造業や卸売業、小売業、サービス業以外の非製造業：3～10億円未満

卸売業：1～10億円未満

小売業、サービス業：5千万～10億円未満

中小企業・・・横浜市に本社を置き、資本金が上記中堅企業の基準未満の企業

小規模企業・・・中小企業のうち、常時雇用する従業員数が以下の基準に該当する企業

製造業：20人以下

卸売業、小売業、サービス業：5人以下

卸売業及び小売業、サービス業以外の非製造業：20人以下

業種の分類

・製造業(9分類)：食料品等、繊維・衣服等、印刷、石油・化学等、鉄鋼・金属等、一般機械、電機・精密等、輸送用機械、その他製造業

・非製造業(9分類)：建設業、運輸・倉庫業、卸売業、小売業、飲食店・宿泊業、不動産業、情報サービス業、対事業所サービス業、対個人サービス業

**3. 調査時期**: 令和6年3月実施

**4. その他**: 図表中の構成比は小数点第2位を四捨五入し表記しており、表示上の構成比を合計しても100%にならない場合があります。

### 目次

調査結果の概要	2
特別調査結果 — 「インボイス制度の影響等に関する調査」について —	5
調査票	15

## 第 128回横浜市景況・経営動向調査（令和 6 年 3 月実施）（特別調査）

### —インボイス制度の影響等に関する調査—

#### 調査結果のまとめ

- ・インボイス制度の登録状況は、全産業で97.2%、うち免税事業者においても5割を超える
- ・制度への対応状況について「順調に対応できている」と回答した企業は全産業で約8割
- ・制度開始による影響や変化について、「経理事務負担の増」と回答した企業は全産業で約7割、次いで「ソフトウェアの導入や改修を実施」が約3割となった

#### 【調査のポイント】

- インボイス制度の現時点での登録状況（適格請求書発行事業者）について、全産業では「登録している」（97.2%）が最も多く、次いで「登録する予定はない」（0.9%）となった。うち、免税事業者では、インボイス制度の登録状況（適格請求書発行事業者）について、「登録している」（57.7%）が最も多く、次いで「登録する予定はない」（26.9%）となった。
- 現時点におけるインボイス制度への対応状況について、全産業では「順調に対応できている」（77.3%）が最も多く、次いで「対応できているが、やや遅れもある」（19.2%）、「わからない」（1.5%）となった。
- インボイス制度の開始による影響や変化について、全産業では「経理事務負担の増」（72.1%）が最も多く、次いで「ソフトウェアの導入や改修を実施」（34.8%）、「正確な適用税率や消費税額の把握」（26.2%）となった。
- 行政に期待するインボイス制度に必要な支援策について、全産業では「ソフトウェア導入、改修等に係る費用の助成」（48.2%）が最も多く、次いで「インボイス制度関連のセミナー・情報提供」（23.4%）、「相談窓口の設置」（22.0%）となった。

【調査対象】 市内企業1,000 社（回収数：745社、回収率：74.5%）

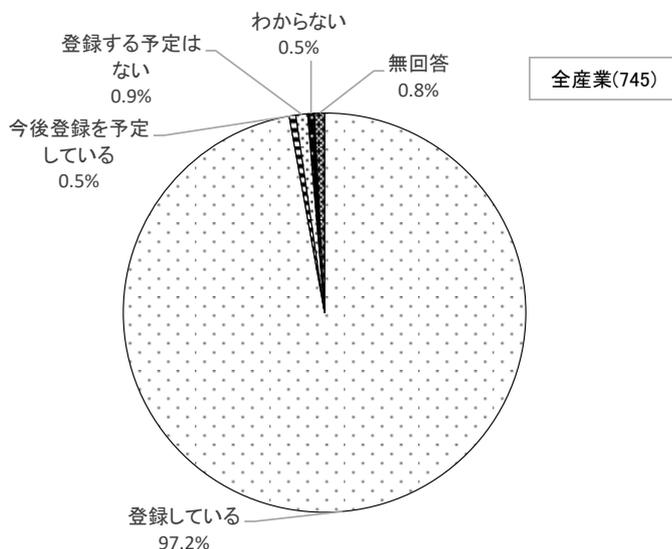
【調査時期】 令和 6 年1月30日～2月20日

#### 特別調査の概要

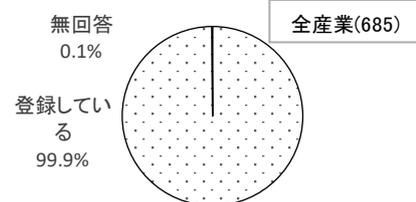
#### 1 インボイス制度の現時点での登録状況(適格請求書発行事業者)について

- インボイス制度の現時点での登録状況（適格請求書発行事業者）について、全産業では「登録している」（97.2%）が最も多く、次いで「登録する予定はない」（0.9%）となった。
- また、免税事業者のうち、インボイス制度の登録状況（適格請求書発行事業者）について、「登録している」（57.7%）が最も多く、次いで「登録する予定はない」（26.9%）となった。

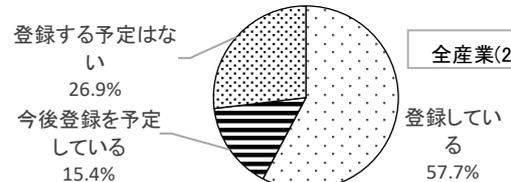
図表1-1 インボイス制度の現時点での登録状況（適格請求書発行事業者）について（単一回答）【全産業】



図表1-2 課税事業者の登録状況【全産業】



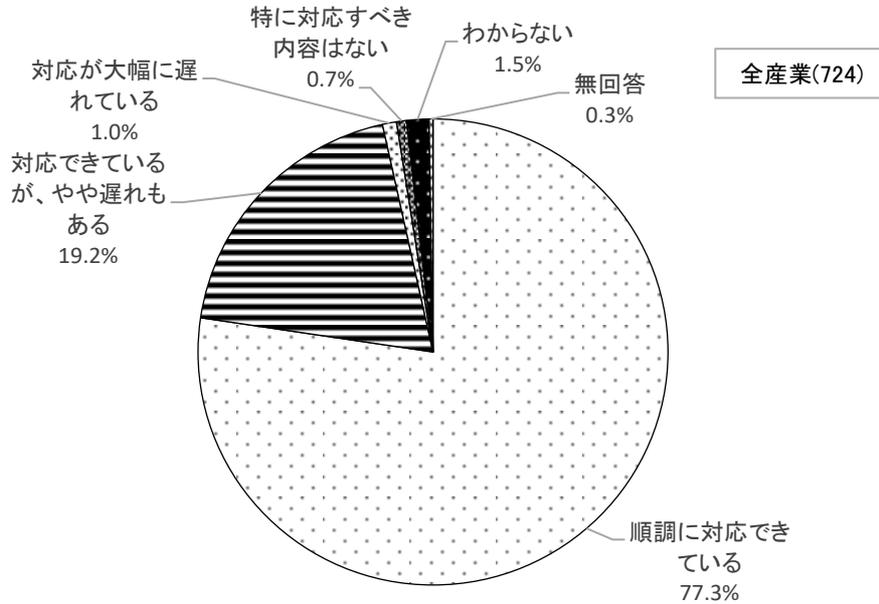
図表1-3 免税事業者の登録状況【全産業】



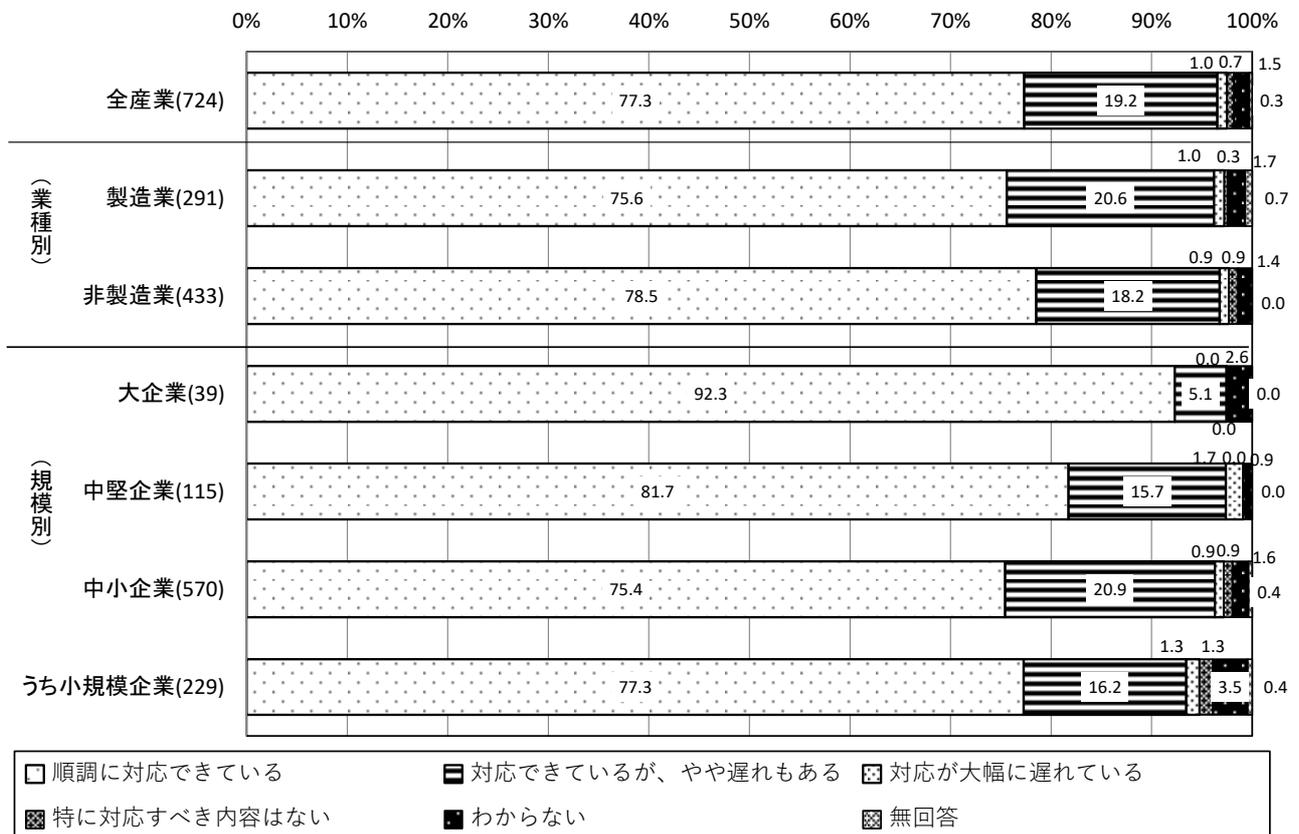
## 2 現時点におけるインボイス制度への対応状況について

- 現時点におけるインボイス制度への対応状況について、全産業では「順調に対応できている」(77.3%)が最も多く、次いで「対応できているが、やや遅れもある」(19.2%)、「わからない」(1.5%)となった。
- 業種別にみると、「順調に対応できている」が製造業(75.6%)、非製造業(78.5%)とも最も多く、次いで「対応できているが、やや遅れもある」が製造業(20.6%)、非製造業(18.2%)となった。
- 規模別にみると、「順調に対応できている」が大企業(92.3%)、中堅企業(81.7%)、中小企業(75.4%)、うち小規模企業(77.3%)で最も多くなった。

図表2-1 現時点におけるインボイス制度への対応状況について（単一回答）【全産業】



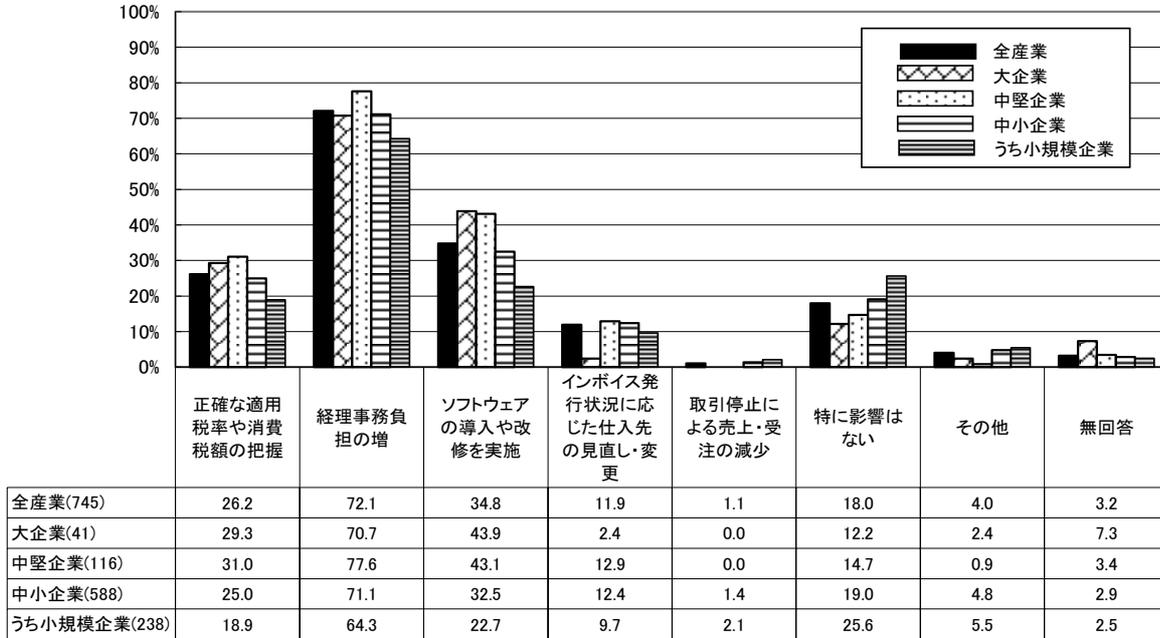
図表2-2 現時点におけるインボイス制度への対応状況について（単一回答）【全産業・業種別・規模別】



### 3 インボイス制度の開始による影響や変化について

- インボイス制度の開始による影響や変化について、全産業では「経理事務負担の増」(72.1%)が最も多く、次いで「ソフトウェアの導入や改修を実施」(34.8%)、「正確な適用税率や消費税額の把握」(26.2%)となった。
- 規模別にみると、「経理事務負担の増」が大企業(70.7%)、中堅企業(77.6%)、中小企業(71.1%)、うち小規模企業(64.3%)で最も多くなった。

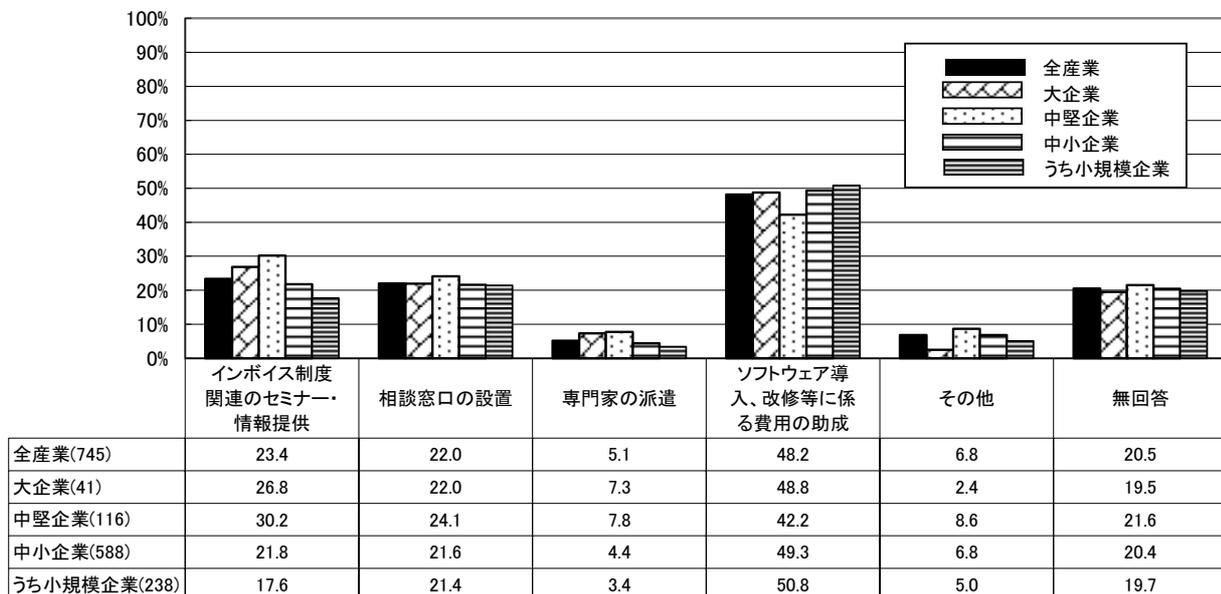
図表3 インボイス制度の開始による影響や変化について（複数回答）【全産業・規模別】



### 4 行政に期待するインボイス制度に必要な支援策について

- 行政に期待するインボイス制度に必要な支援策について、全産業では「ソフトウェア導入、改修等に係る費用の助成」(48.2%)が最も多く、次いで「インボイス制度関連のセミナー・情報提供」(23.4%)、「相談窓口の設置」(22.0%)となった。
- 規模別にみると、「ソフトウェア導入、改修等に係る費用の助成」が大企業(48.8%)、中堅企業(42.2%)、中小企業(49.3%)、うち小規模企業(50.8%)で最も多くなった。

図表4 行政に期待するインボイス制度に必要な支援策について（複数回答）【全産業・規模別】

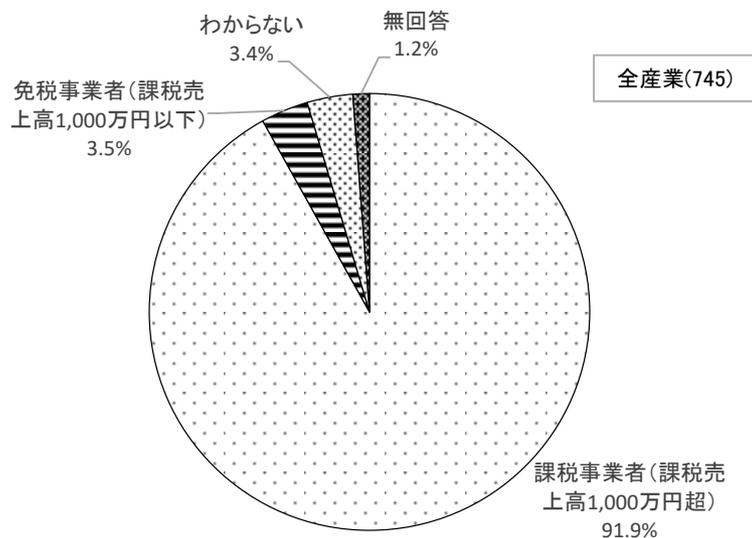


—インボイス制度の影響等に関する調査—

1 インボイス制度開始前の貴社の消費税の課税状況について

インボイス制度開始前の貴社の消費税の課税状況について、全産業では「課税事業者（課税売上高1,000万円超）」(91.9%)が最も多く、次いで「免税事業者（課税売上高1,000万円以下）」(3.5%)、「わからない」(3.4%)となった。

図表1-1 インボイス制度開始前の貴社の消費税の課税状況について（単一回答）【全産業】

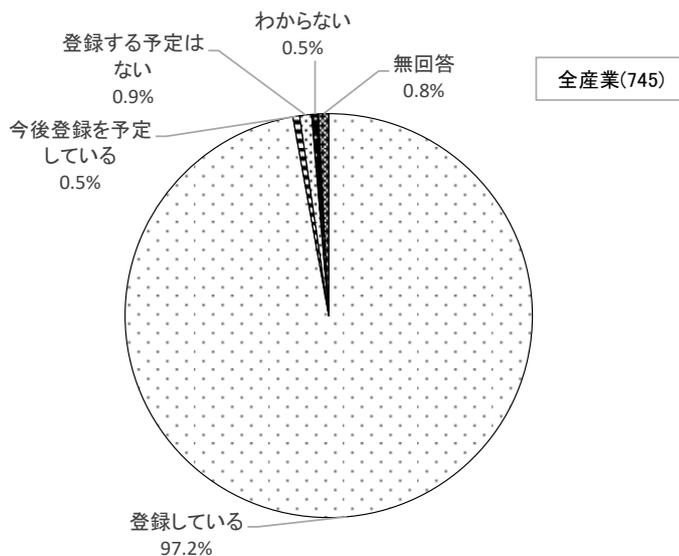


2 インボイス制度の現時点での登録状況(適格請求書発行事業者)について

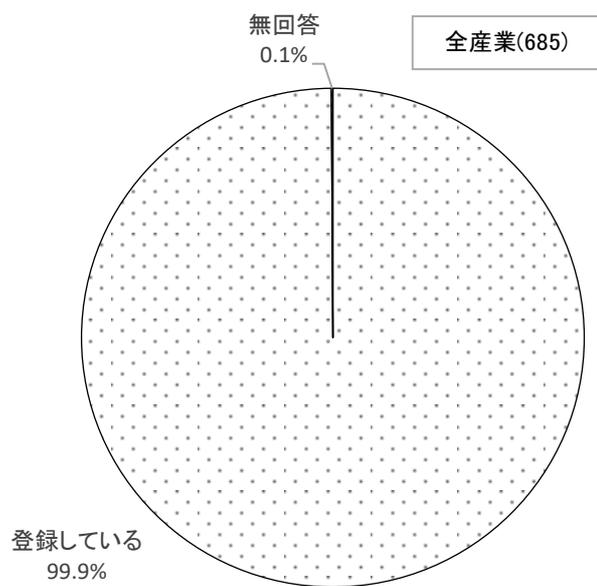
インボイス制度の現時点での登録状況（適格請求書発行事業者）について、全産業では「登録している」(97.2%)が最も多く、次いで「登録する予定はない」(0.9%)となった。

そのうち、課税事業者の登録状況は、「登録している」が99.9%となった。免税事業者では、「登録している」(57.7%)が最も多く、次いで「登録する予定はない」(26.9%)となった。

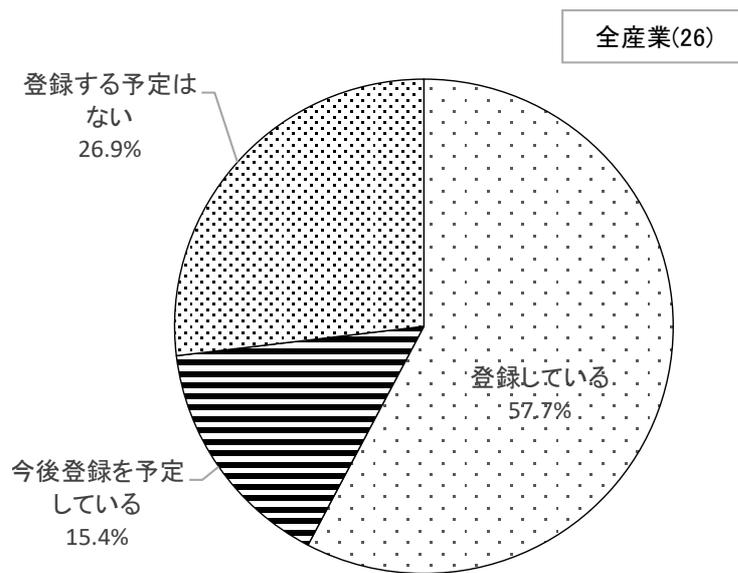
図表2-1 インボイス制度の現時点での登録状況(適格請求書発行事業者)について（単一回答）【全産業】



図表2-2 課税事業者の登録状況【全産業】



図表2-3 免税事業者の登録状況【全産業】



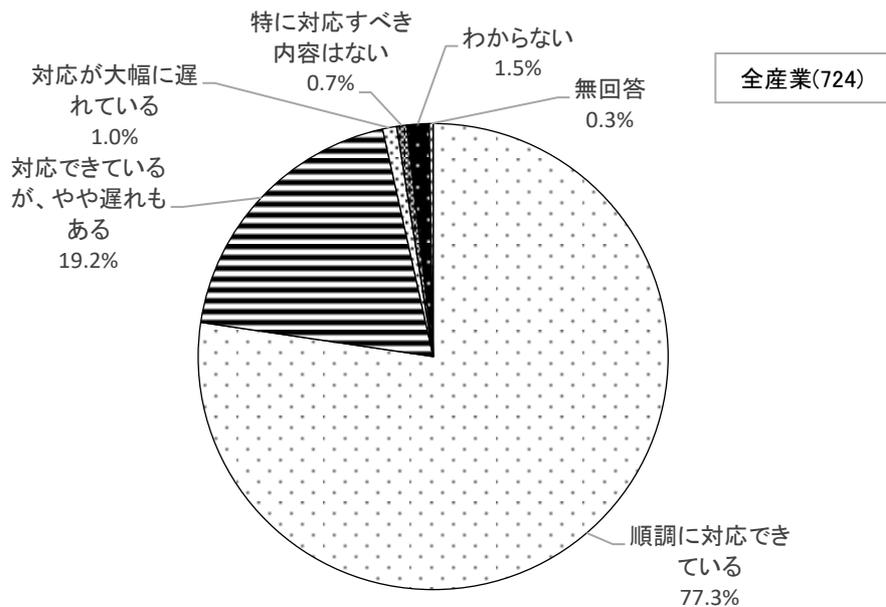
**3 現時点におけるインボイス制度への対応状況について**

現時点におけるインボイス制度への対応状況について、全産業では「順調に対応できている」(77.3%)が最も多く、次いで「対応できているが、やや遅れもある」(19.2%)、「わからない」(1.5%)となった。

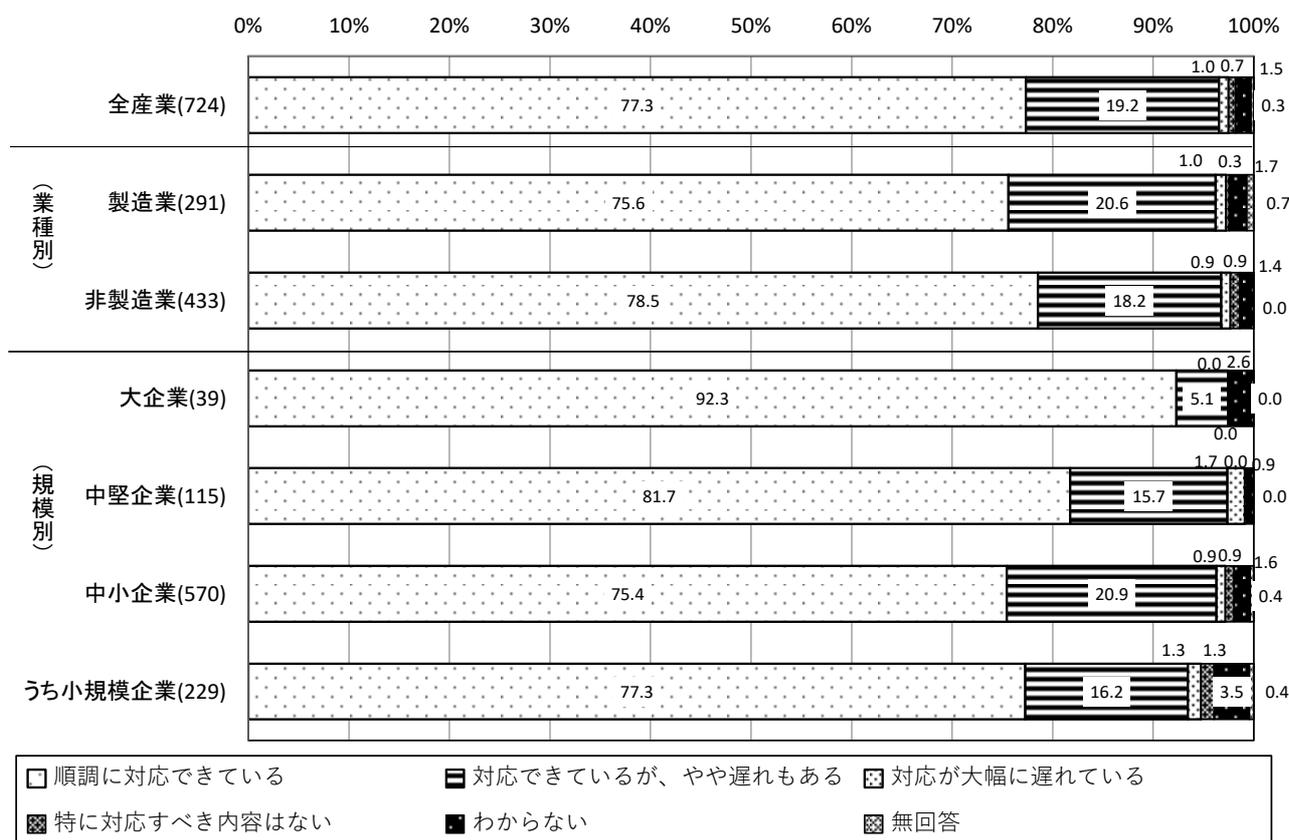
業種別にみると、「順調に対応できている」が製造業(75.6%)、非製造業(78.5%)とも最も多く、次いで「対応できているが、やや遅れもある」が製造業(20.6%)、非製造業(18.2%)となった。

規模別にみると、「順調に対応できている」が大企業(92.3%)、中堅企業(81.7%)、中小企業(75.4%)、うち小規模企業(77.3%)で最も多くなった。

**図表3-1 現時点におけるインボイス制度への対応状況について（単一回答）【全産業】**



**図表3-2 現時点におけるインボイス制度への対応状況について（単一回答）【全産業・業種別・規模別】**

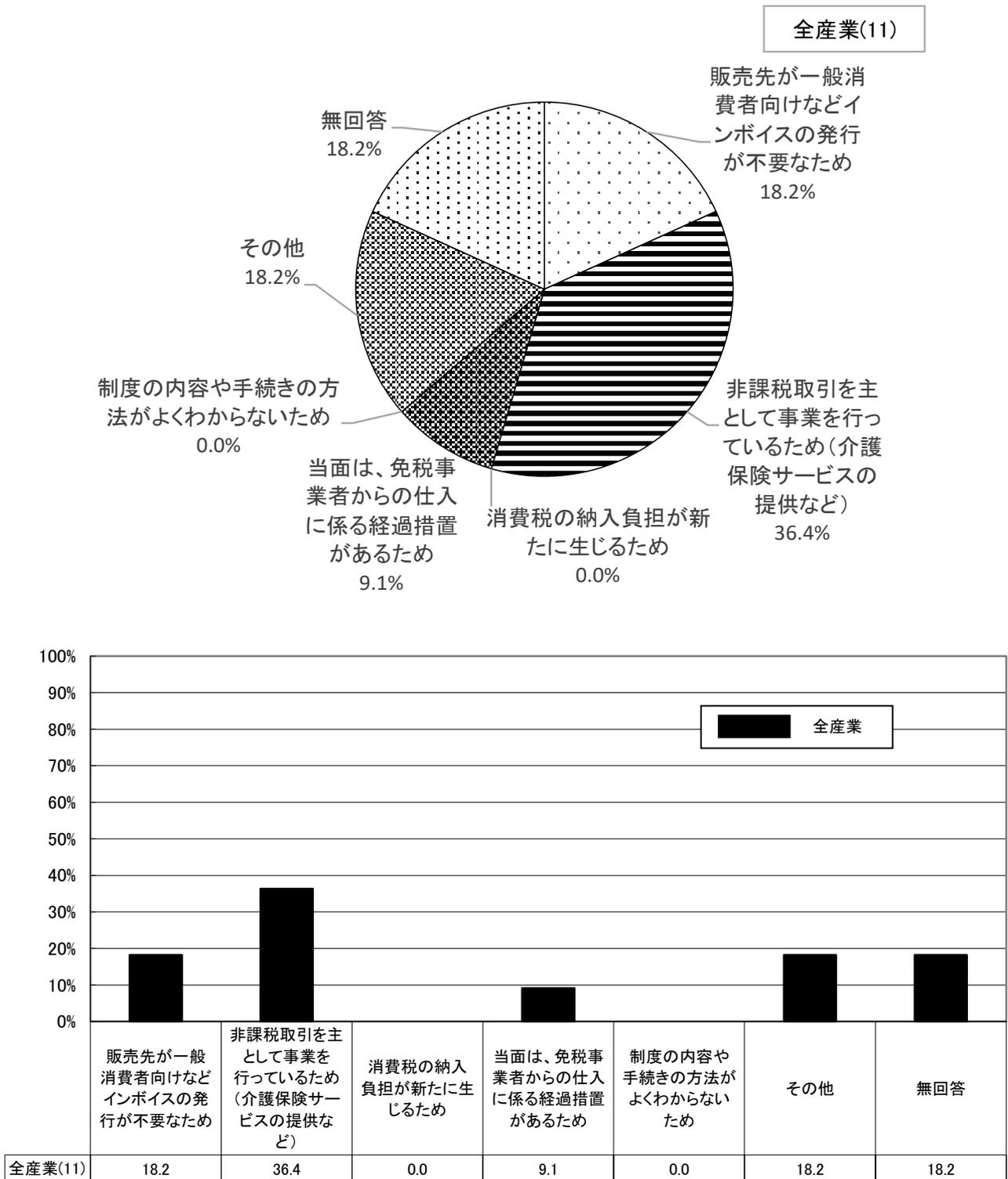


<問2で「3. 登録する予定はない」、「4. わからない」を選択された場合>

#### 4 インボイス制度適格請求書発行事業者の登録を行わない理由について

インボイス制度適格請求書発行事業者の登録を行わない理由について、その他と無回答を除き、全産業では「非課税取引を主として事業を行っているため（介護保険サービスの提供など）」（36.4%）が最も多く、次いで「販売先が一般消費者向けなどインボイスの発行が不要なため」（18.2%）となった。

図表4-1 インボイス制度適格請求書発行事業者の登録を行わない理由について（複数回答）【全産業】



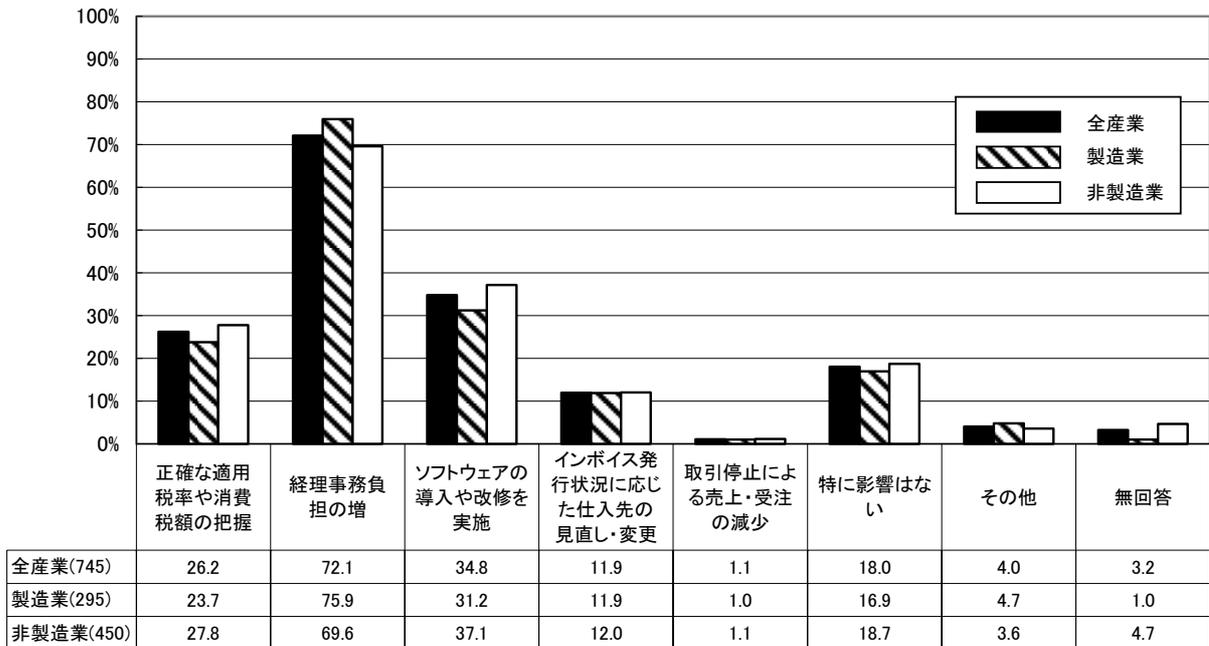
## 5 インボイス制度の開始による影響や変化について

インボイス制度の開始による影響や変化について、全産業では「経理事務負担の増」(72.1%)が最も多く、次いで「ソフトウェアの導入や改修を実施」(34.8%)、「正確な適用税率や消費税額の把握」(26.2%)となった。

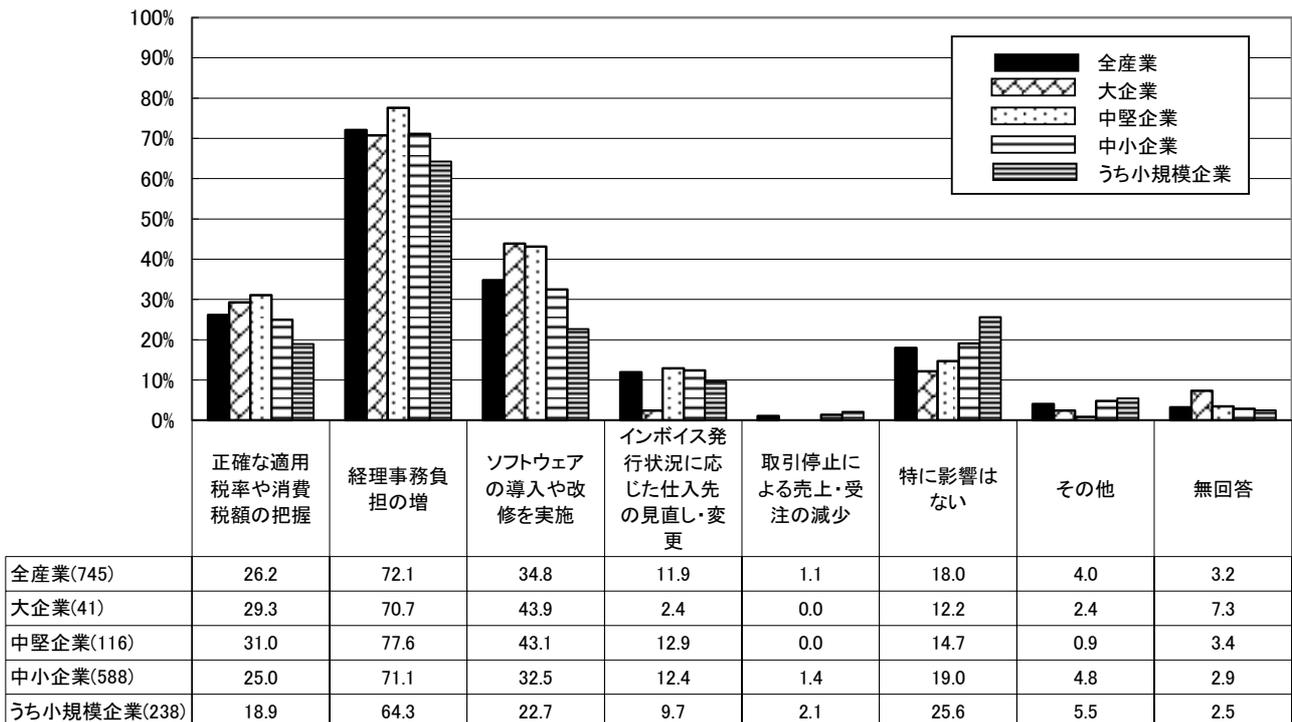
業種別にみると、「経理事務負担の増」が製造業(75.9%)、非製造業(69.6%)とも最も多く、次いで「ソフトウェアの導入や改修を実施」が製造業(31.2%)、非製造業(37.1%)となった。

規模別にみると、「経理事務負担の増」が大企業(70.7%)、中堅企業(77.6%)、中小企業(71.1%)、うち小規模企業(64.3%)で最も多くなった。

図表5-1 インボイス制度の開始による影響や変化について（複数回答）【全産業・業種別】



図表5-2 インボイス制度の開始による影響や変化について（複数回答）【全産業・規模別】



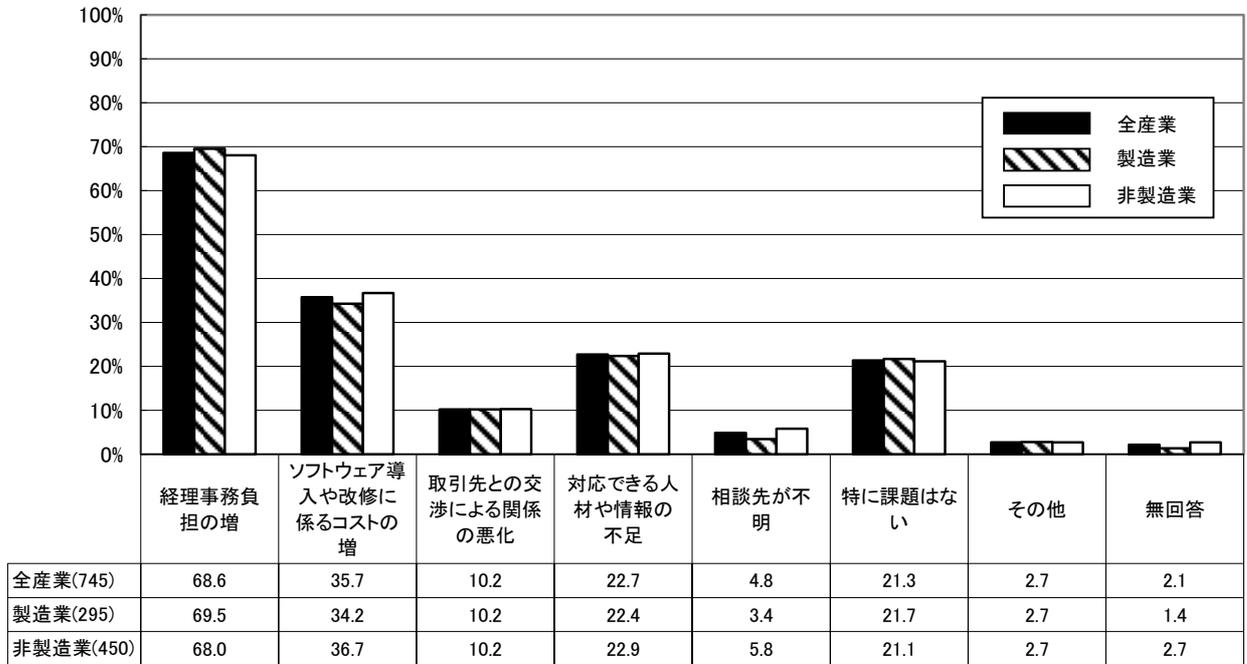
## 6 インボイス制度に係る今後の課題について

インボイス制度に係る今後の課題について、全産業では「経理事務負担の増」(68.6%)が最も多く、次いで「ソフトウェア導入や改修に係るコストの増」(35.7%)、「対応できる人材や情報の不足」(22.7%)となった。

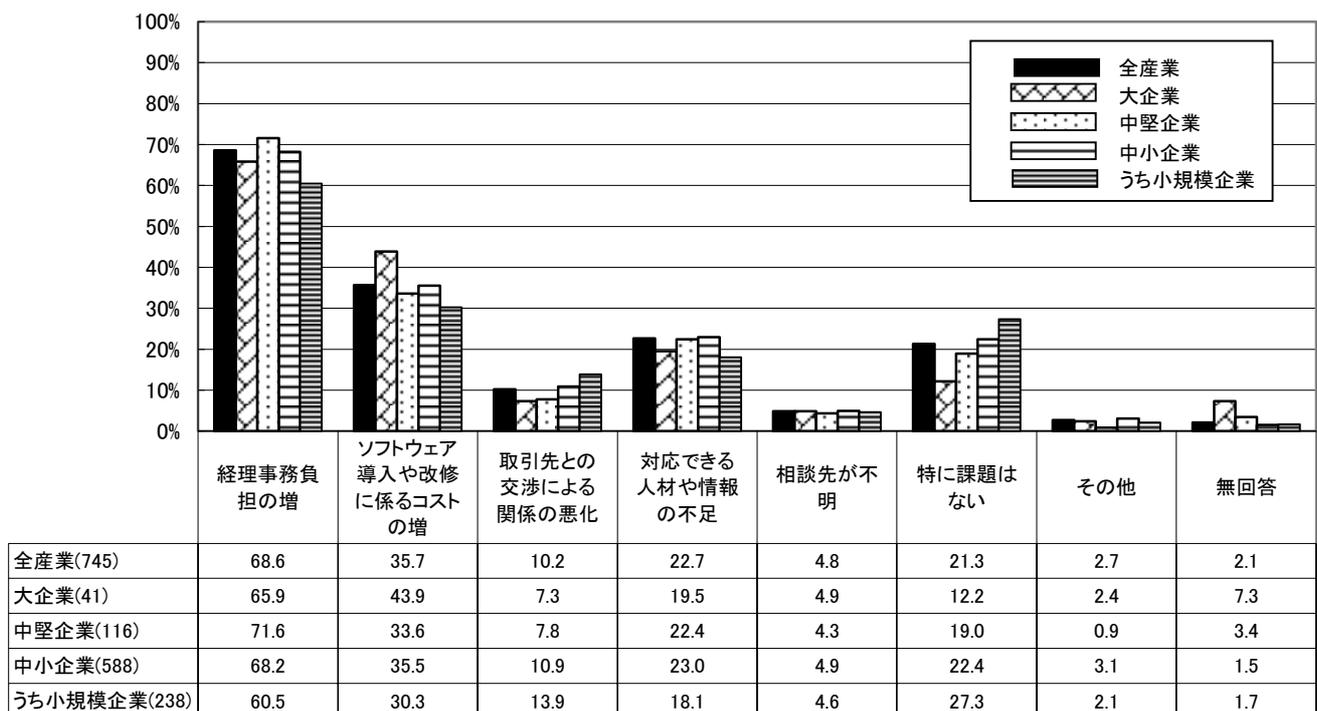
業種別にみると、「経理事務負担の増」が製造業(69.5%)、非製造業(68.0%)とも最も多く、次いで「ソフトウェア導入や改修に係るコストの増」が製造業(34.2%)、非製造業(36.7%)となった。

規模別にみると、「経理事務負担の増」が大企業(65.9%)、中堅企業(71.6%)、中小企業(68.2%)、うち小規模企業(60.5%)で最も多くなった。

図表6-1 インボイス制度に係る今後の課題について（複数回答）【全産業・業種別】



図表6-2 インボイス制度に係る今後の課題について（複数回答）【全産業・規模別】



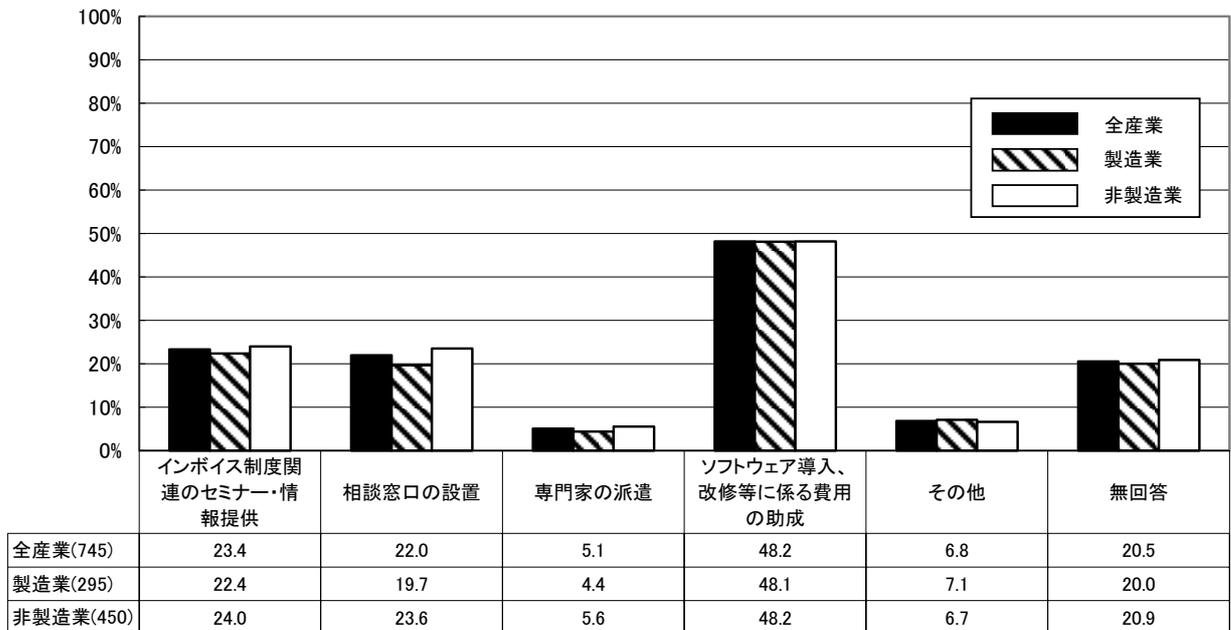
## 7 行政に期待するインボイス制度に必要な支援策について

行政に期待するインボイス制度に必要な支援策について、全産業では「ソフトウェア導入、改修等に係る費用の助成」(48.2%)が最も多く、次いで「インボイス制度関連のセミナー・情報提供」(23.4%)、「相談窓口の設置」(22.0%)となった。

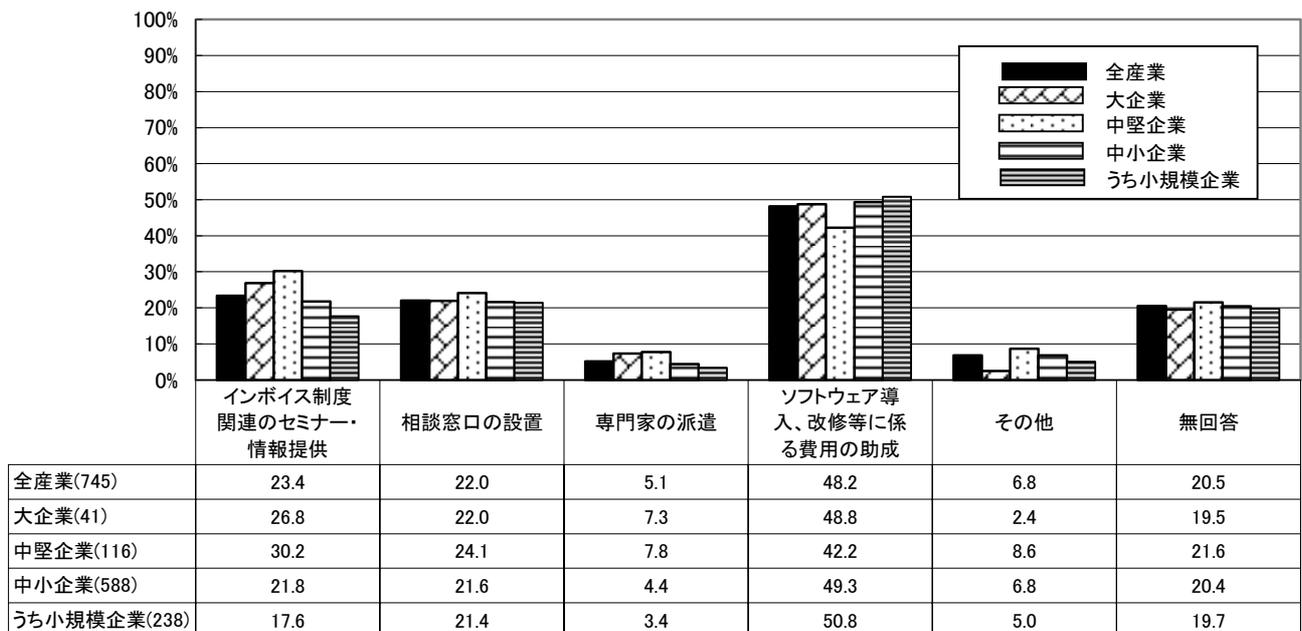
業種別にみると、「ソフトウェア導入、改修等に係る費用の助成」が製造業(48.1%)、非製造業(48.2%)とも最も多く、次いで「インボイス制度関連のセミナー・情報提供」が製造業(22.4%)、非製造業(24.0%)となった。

規模別にみると、「ソフトウェア導入、改修等に係る費用の助成」が大企業(48.8%)、中堅企業(42.2%)、中小企業(49.3%)、うち小規模企業(50.8%)で最も多くなった。

図表7-1 行政に期待するインボイス制度に必要な支援策について（複数回答）【全産業・業種別】



図表7-2 行政に期待するインボイス制度に必要な支援策について（複数回答）【全産業・規模別】



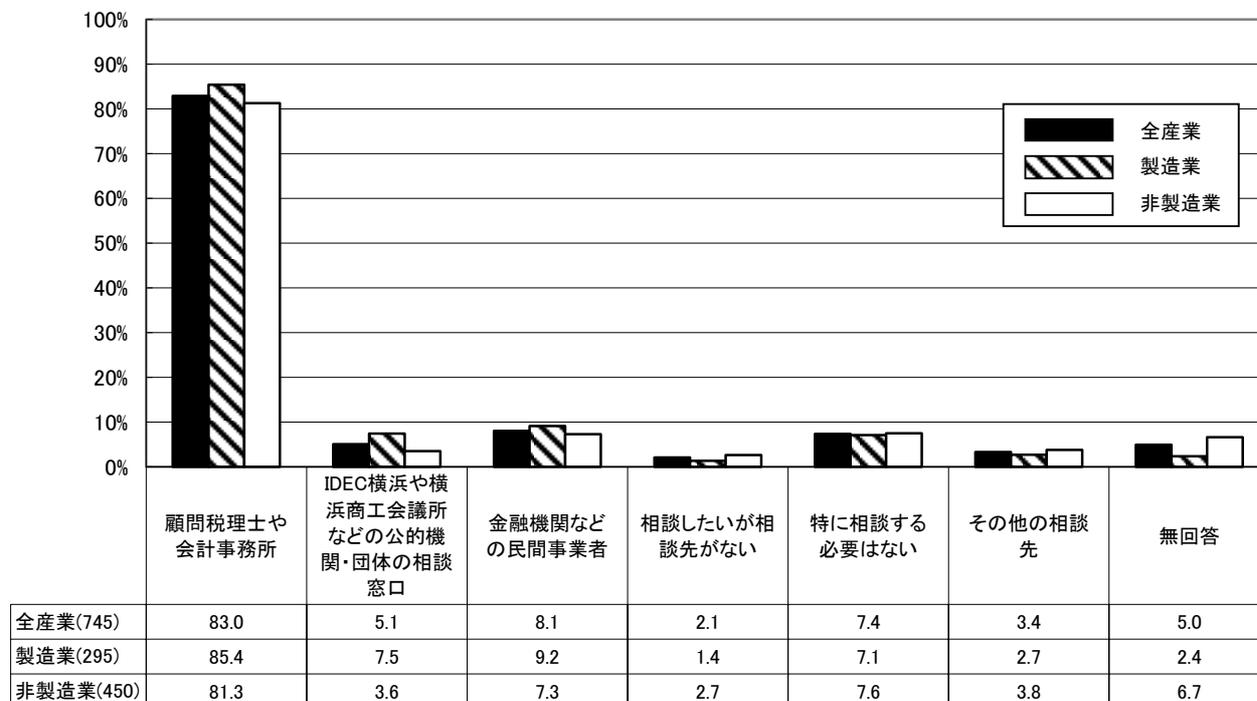
## 8 インボイス制度に関する主な相談先について

インボイス制度に関する主な相談先について、全産業では「顧問税理士や会計事務所」(83.0%)が最も多く、次いで「金融機関などの民間事業者」(8.1%)、「特に相談する必要はない」(7.4%)となった。

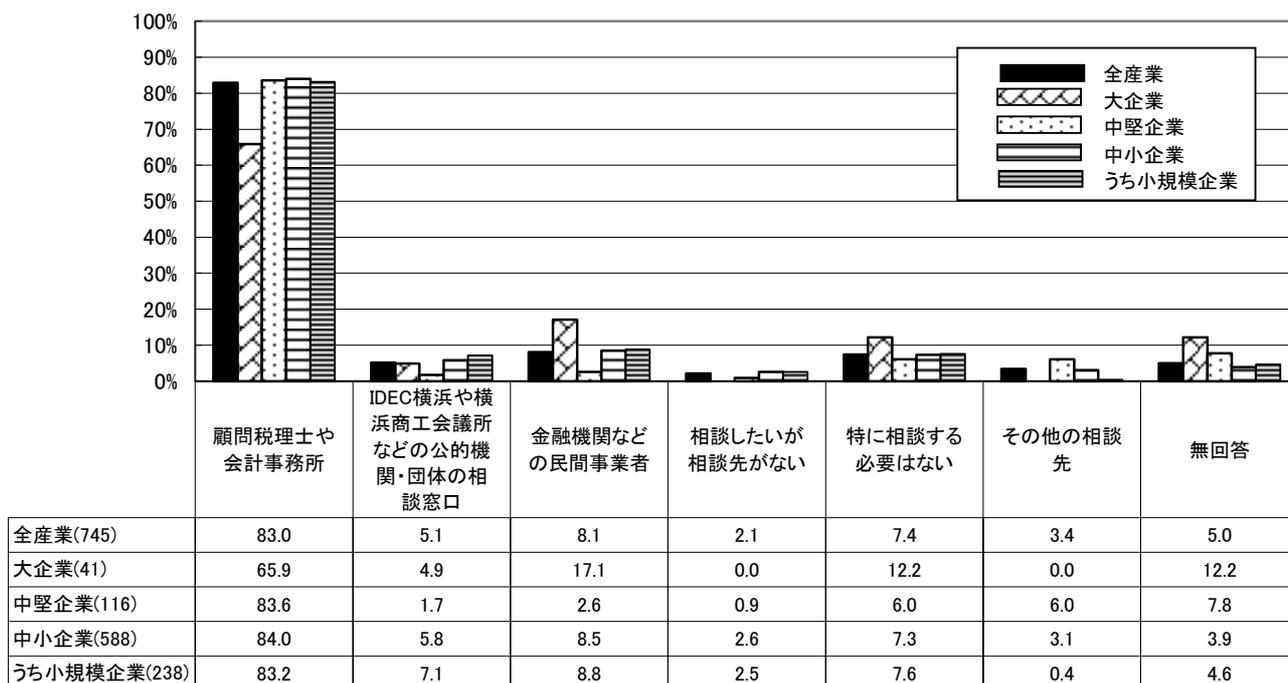
業種別にみると、「顧問税理士や会計事務所」が製造業(85.4%)、非製造業(81.3%)とも最も多く、次いで製造業は「金融機関などの民間事業者」(9.2%)、非製造業は「特に相談する必要はない」(7.6%)となった。

規模別にみると、「顧問税理士や会計事務所」が大企業(65.9%)、中堅企業(83.6%)、中小企業(84.0%)、うち小規模企業(83.2%)で最も多くなった。

図表8-1 インボイス制度に関する主な相談先について（複数回答）【全産業・業種別】



図表8-2 インボイス制度に関する主な相談先について（複数回答）【全産業・規模別】



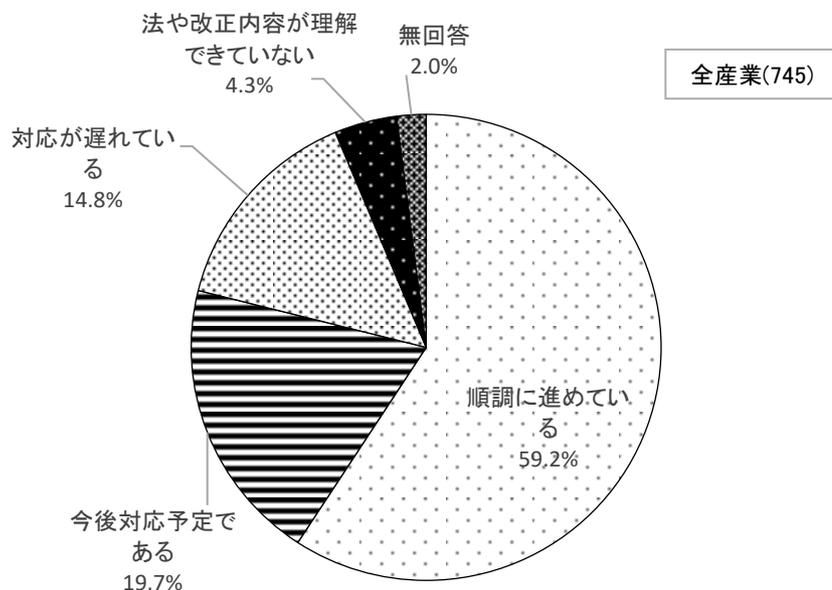
## 9 経理業務に関する電子帳簿保存法改正への対応について

経理業務に関する電子帳簿保存法改正への対応について、全産業では「順調に進めている」(59.2%)が最も多く、次いで「今後対応予定である」(19.7%)、「対応が遅れている」(14.8%)となった。

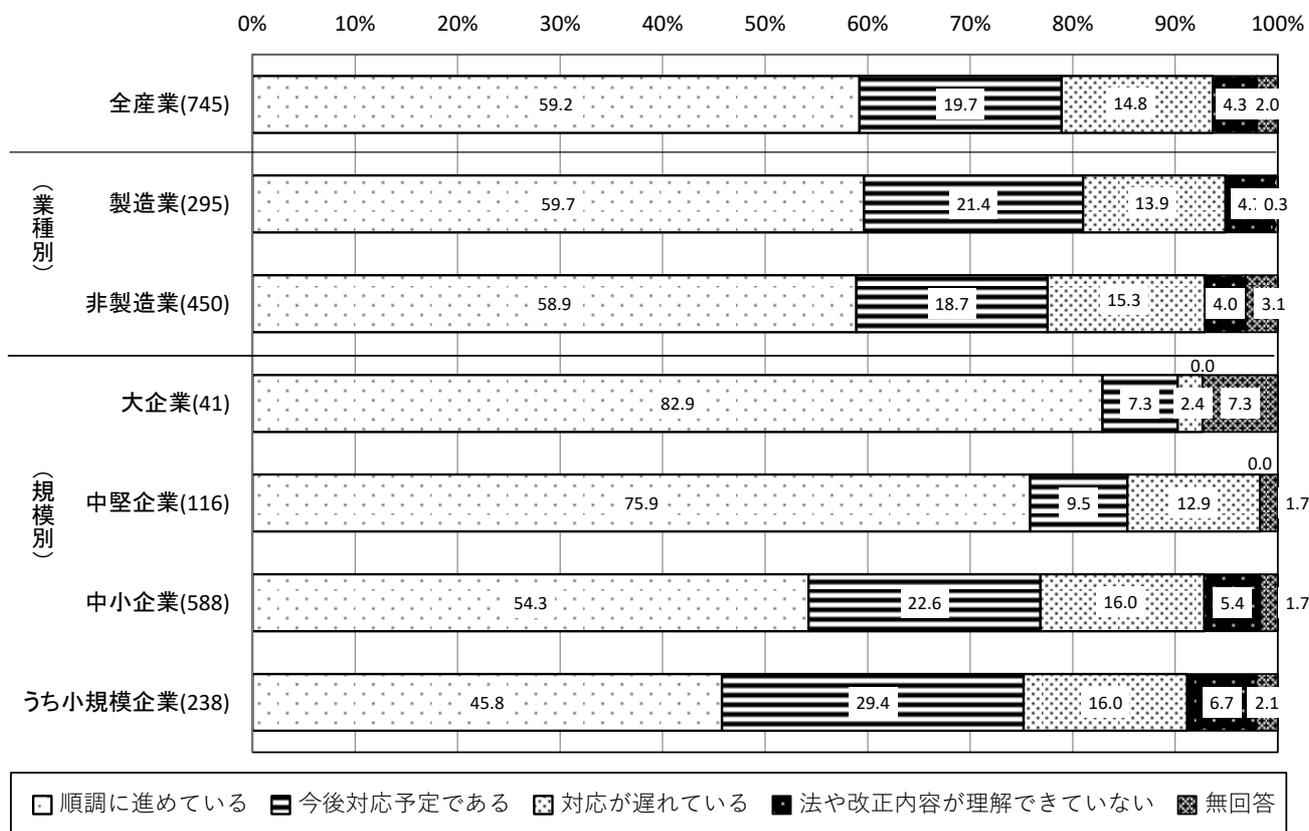
業種別にみると、「順調に進めている」が製造業(59.7%)、非製造業(58.9%)とも最も多く、次いで「今後対応予定である」が製造業(21.4%)、非製造業(18.7%)となった。

規模別にみると、「順調に進めている」が大企業(82.9%)、中堅企業(75.9%)、中小企業(54.3%)、うち小規模企業(45.8%)で最も多くなった。

図表9-1 経理業務に関する電子帳簿保存法改正への対応について（単一回答）【全産業】



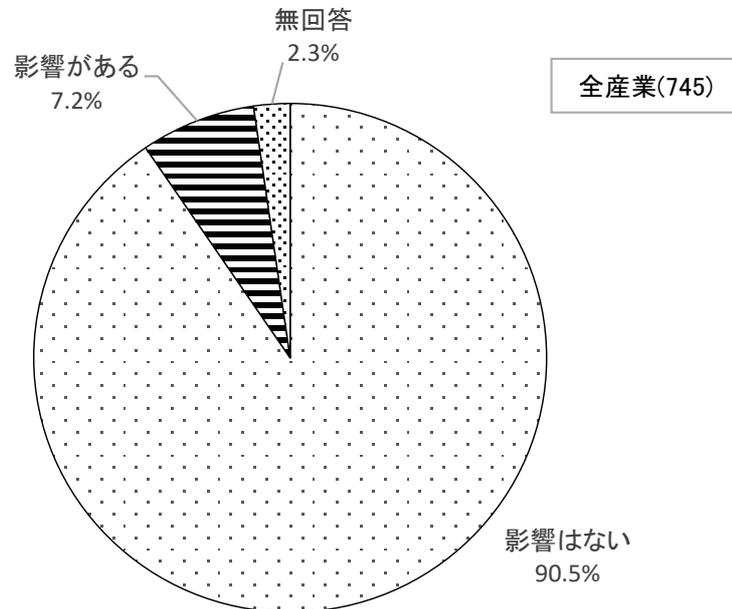
図表9-2 経理業務に関する電子帳簿保存法改正への対応について（単一回答）【全産業・業種別・規模別】



## 10 令和6年能登半島地震による事業活動への影響について

令和6年能登半島地震による事業活動への影響について、全産業では「影響はない」(90.5%)が最も多く、次いで「影響がある」(7.2%)となった。

図表10-1 令和6年能登半島地震による事業活動への影響について（単一回答）【全産業】



図表10-2 具体的な影響について(自由回答)

業種大分類	業種	規模名	影響がある場合の具体的な内容
製造業	その他製造業	中堅企業	工場被災により一部調達に不具合発生
製造業	一般機械	中小企業	被災地にも取引先企業がある為、注文が延期・中止となる可能性がある
製造業	一般機械	中小企業	石川県にある取引先への製品が、出荷ストップとなっており、売上と倉庫保管料に影響が出ている
製造業	一般機械	中小企業	協力メーカーが被災し、調達に問題あり
製造業	食料品等	中小企業	宿泊施設や飲食店の休業により、食材卸会社への出荷減少
製造業	鉄鋼・金属等	中小企業	災害対策用品の受注が増えた
製造業	電機・精密等	中小企業	材料調達先企業が被災。材料調達に影響あり
製造業	輸送用機械	大企業	対象製品の生産が一部停止した
非製造業	飲食店・宿泊業	中小企業	輪島塗の業者が被災。重箱等の塗り物が購入できない
非製造業	運輸・倉庫業	中小企業	震災により部品メーカーに影響があり。その為、生産台数が減少して仕事量が少なくなっている
非製造業	卸売業	大企業	取引先企業の被災による商品調達が困難
非製造業	卸売業	中小企業	仕入れ先があり春以降の供給に影響がある
非製造業	卸売業	中小企業	被災地への資機材の優先流通による遅れや金額高騰
非製造業	建設業	中小企業	電線、パイプ等工事材料の納期遅延が懸念される
非製造業	小売業	大企業	直営1店舗が被災。3週間程度の休業を余儀なくされた
非製造業	小売業	中小企業	消費者心理が自粛ムードで年明けその他の要因もある為、消費意欲がかなり悪化している
非製造業	小売業	中小企業	医薬品製造関連企業の集積地である北陸が能登半島地震に見舞われ地震によって薬不足がさらに深刻化
非製造業	対個人サービス業	中堅企業	上越にある事業への来場者出控え
非製造業	対事業所サービス業	中小企業	旅行事業に携わっている為、北陸方面への旅行が減少
非製造業	対事業所サービス業	中小企業	石川、新潟県内の仕事のキャンセルが発生している
非製造業	不動産業	中堅企業	テナントの保有する工場が被災したことにより、一時的な家賃減額

## 特別調査 インボイス制度の影響等に関する調査\_設問内容

### Q1 インボイス制度開始前の貴社の消費税の課税状況について、選択してください。(単一回答)

1. 課税事業者(課税売上高1,000万円超)
2. 免税事業者(課税売上高1,000万円以下)
3. わからない

### Q2 インボイス制度の現時点での登録状況(適格請求書発行事業者)について、該当するものを選択してください。(単一回答)

1. 登録している
2. 今後登録を予定している
3. 登録する予定はない
4. わからない

(Q2で「1. 登録している」を選択した方のみ)

### Q3 現時点におけるインボイス制度への対応状況について、該当するものを選択してください。(単一回答)

1. 順調に対応できている
2. 対応できているが、やや遅れもある
3. 対応が大幅に遅れている
4. 特に対応すべき内容はない
5. わからない

(Q2で、「3. 登録する予定はない」「4. わからない」を選択した方のみ)

### Q4 インボイス制度適格請求書発行事業者の登録を行わない理由について、該当するものを選択してください。(複数回答可)

1. 販売先が一般消費者向けなどインボイスの発行が不要なため
2. 非課税取引を主として事業を行っているため(介護保険サービスの提供など)
3. 消費税の納入負担が新たに生じるため
4. 当面は、免税事業者からの仕入に係る経過措置があるため
5. 制度の内容や手続きの方法がよくわからないため
6. その他

### Q5 インボイス制度の開始に伴い、どのような影響や変化がありましたか。該当するものを選択してください。(複数回答可)

1. 正確な適用税率や消費税額の把握
2. 経理事務負担の増
3. ソフトウェアの導入や改修を実施
4. インボイス発行状況に応じた仕入先の見直し・変更
5. 取引停止による売上・受注の減少
6. 特に影響はない
7. その他

### Q6 インボイス制度に係る今後の課題について、該当するものを選択してください。(複数回答可)

1. 経理事務負担の増
2. ソフトウェア導入や改修に係るコストの増
3. 取引先との交渉による関係の悪化
4. 対応できる人材や情報の不足
5. 相談先が不明
6. 特に課題はない
7. その他

### Q7 行政に期待するインボイス制度に必要な支援策について、該当するものを選択してください。(複数回答可)

1. インボイス制度関連のセミナー・情報提供
2. 相談窓口の設置
3. 専門家の派遣
4. ソフトウェア導入、改修等に係る費用の助成
5. その他

### Q8 インボイス制度に関する主な相談先について、該当するものを選択してください。(複数回答可)

1. 顧問税理士や会計事務所
2. IDEC横浜※や横浜商工会議所などの公的機関・団体の相談窓口
3. 金融機関などの民間事業者
4. 相談したいが相談先がない
5. 特に相談する必要はない
6. その他の相談先

※IDEC横浜(公益財団法人 横浜企業経営支援財団)では、中小企業の経営相談に専門家が無料で対応する「ワンストップ経営相談窓口」を設置しています。お気軽にご利用ください。

### 電子帳簿保存法改正について

電子帳簿等保存法とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など(国税関係書類)」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度です。

2022年の法改正により、2024年1月から「電子取引のデータ保存」が義務化されました。

【参考】国税庁HP

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>

### Q9 インボイス制度と同様、経理業務に関係する電子帳簿保存法改正への対応について、該当するものを選択してください。(単一回答)

1. 順調に進めている
2. 今後対応予定である
3. 対応が遅れている
4. 法や改正内容が理解できていない

### Q10 令和6年能登半島地震において、現時点で、貴社の事業活動に影響を及ぼしていますか。また、影響がある場合は、その具体的な内容を記載ください。(単一回答)

1. 影響はない
2. 影響がある

具体的な影響(例:取引先企業の被災による ○○部品・原材料・商品等の調達が困難など)

## 第 128 回横浜市景況・経営動向調査（特別調査）

◎報告書掲載 URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/tokei-chosa/keikyou.html>

発行：横浜市経済局政策調整部企画調整課  
〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
電話：045-671-2566 FAX：045-661-0692

調査機関：株式会社帝国データバンク 横浜支店  
〒231-0007 横浜市中区弁天通 4 丁目 51 番地  
電話：045-641-0232 FAX：045-641-2555